

名古屋市告示第561号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項、
名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2項
及び名古屋市緑化センター条例（昭和55年名古屋市条例第17号）第 9条第 3項
の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更します。

令和 7年11月19日

名古屋市長 広 沢 一 郎

有料公園施設等の名称		変更内容
白鳥公園	白鳥庭園 庭園本館 駐車場	令和 7年11月25日（火）を 供用する日に変更する。
庄内緑地	グリーンプラザ（室内広場を含む。）	
徳川園	庭園	
名城公園	フラワープラザ	
荒子川公園	ガーデンプラザ	
稲永公園	野鳥観察館	
東山公園	動植物園 展望塔 駐車場（緑橋南駐車場及び植田山駐 車場を除く。）	
名古屋市緑化センター		

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課